

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人つわの福祉会

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人つわの福祉会（以下「法人」という）の業務に伴う役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支払い方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （報酬）

第2条 理事長報酬については、別表1のとおりとする。

2 常勤理事執行役員の報酬は年棒制とし、別に定める「常勤理事執行役員報酬規程」により理事会において決定する。

3 非常勤役員及び評議員には、その地位のみに基づいて報酬は支給しない。

### （業務の種類）

第3条 費用弁償を支給する非常勤役員及び評議員の業務は、次の各号に定めるところによる。

- （1）理事会及び評議員会への出席
- （2）監事による定期又は臨時監査
- （3）行政機関による監査の立会
- （4）役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- （5）借入金の申請及び返済に伴う業務
- （6）その他理事長が必要と認めた業務

### （費用弁償）

第4条 理事長の前条の（1）から（6）の業務の場合については、第2条に定める報酬とは別に支払う費用弁償の額は別表2のとおりとする。

なお、理事長以外の他の非常勤役員及び評議員については、前条の（1）から（3）及び（6）の業務の場合については、費用弁償として以下に定める額を支給できるものとする。

1日あたりの額 5,000円

### （旅費）

第5条 非常勤役員及び評議員の第3条及び第4条の旅費については、別に費用弁償として「社会福祉法人つわの福祉会旅費規程」に従い、旅費規程に定める額の旅費を支給する。

2 旅費は、原則として非常勤役員及び評議員の住所を起点として計算する。

3 施設役職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人つわの福祉会旅費規程」を準じた額の旅費を支給する。

### （適用除外）

第6条 常勤理事執行役員の第3条の（1）から（6）の業務の場合については、第2条に定める報酬とは別に費用弁償は支給しない。

2 前項に係わらず、当該業務を施設外で行う場合には、通勤手当とは別に「社会福祉法人つわの福祉会旅費規程」に従い、当該施設を起点として、旅費規程に定める額の旅費を支給する。

### （雑則）

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年5月20日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月28日から施行する。

附則 この規程は、平成24年3月19日から施行する。

附則 この規程は、平成26年10月31日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	報 酬 額
理 事 長	(月 額) 50,000円

別表2（第4条関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額
理 事 長	1日あたり5,500円

# 常勤理事執行役員報酬規程

社会福祉法人つわの福祉会

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人つわの福祉会（以下「法人」という）の常勤理事執行役員の報酬等の支給について定めることを目的とする。

## （報酬とその種類）

第2条 常勤理事執行役員の報酬とは、法人が常勤理事執行役員に対し、その地位及び職務に対して支払う報酬とする。

2 常勤理事執行役員の報酬は年俸制とする。

3 常勤理事執行役員の報酬は、次のとおりとして、それを12等分して毎月支給する。

常勤理事執行役員 年額4,573,000円以内

## （任期）

第3条 常勤理事については理事の任期による。ただし、理事会に諮り再任は妨げない。

## （支給）

第4条 報酬等は月額で設定し、毎月10日に支給する。

2 常勤理事が任期の途中で就任又は退任する場合の年俸は、月割計算によりこれを支給する。

ただし、1ヶ月に満たない期間については、日割り計算で支給する。

## （報酬からの控除・支払い方法）

第5条 毎月の役員報酬から控除されるものは、所得税、地方税、社会保険料及び控除することについて、本人から申出のあった前払金・貸付金・立替金とする。

2 役員報酬から前項の差額については、申請に基づき金融期間口座に全額振り込むものとする。

## （通勤手当）

第6条 報酬とは別に、通勤手当を支給することができる。

2 前項については、社会福祉法人つわの福祉会旅費規程を準用する。

## （規程の改廃）

第7条 この規程を変更する場合には、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は平成24年 3月19日から施行する。

附則 この規程は平成26年10月31日から施行する。

附則 この規程は平成27年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成28年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。